

# **あいち多文化共生推進プラン**

**2013-2017**

**重点施策項目等の評価**

「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」では、プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者によって評価を受けることとしており、毎年度、「あいち多文化共生推進会議」を開催し、プランの各施策の中でも特に重要な 10 の重点施策について委員から評価を受けています。

最終年度が終了した平成 30 年度（2018 年度）は、総括として、これまでの評価をまとめ、前年度に意見をいただいたものに対して、新プランへどう反映したかを示しました。

注 1) 【第三者評価】の年度は、あいち多文化共生推進会議を開催した年度であり、前年度までの状況の評価である。

注 2) 第三者評価に対する対応等の各項目の〈 〉内の番号は、【第三者評価】の番号である。

## 重点項目施策 I

関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 26 年度に外国人県民の子どもたちの教育に関する庁内関係課室で構成されるプロジェクトチーム（以下、「PT」）を設置した。

### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① P T の設置により教育関係者に多文化共生に関する課題の解決必要性をより強く認識してもらうことで、現状改善につなげることが求められる。
- ② P T では制度的な課題と取組的な課題を分けて考える必要がある。制度的対応が難しい場合でも取組として何かできることを話し合い、目標とすべき状態へ前進する必要がある。また、見直しを検討する際には N P O や市町村教委等も関わる形が良い。
- ③ P T における検討課題に対しては以下の視点が必要と考える。
  - ・外国人にも日本人と同じ教育環境を保障する視点が重要。
  - ・教育現場の負担を考え、教委や教員にメリットが感じられる課題から検討をすると良く、他団体の先行事例を参考にすべき。
  - ・基礎学力の不足により高校に入学しても退学する外国人生徒がいるため、学び直しができる仕組みの検討が必要。
  - ・外国人生徒等の高校入学選抜は、制度創設から時間が経過しており、現状を基に見直しが必要。
  - ・外国人児童生徒が学校を辞めた際の情報共有や継続して教育を受けることができる仕組みが必要。特に市町村域を超えて移動した児童生徒について県が果たすべき役割は大きい。

#### 平成 27 年度

- ④ 「日本語指導を必要とする外国人児童生徒数」が突出して全国最多となるなど、外国人県民の子どもたちに対する日本語教育には様々な課題がある。
- ⑤ 日本語教育の二ーズは、外国人県民の中でも若い世代の方が高い。彼らに対し日本語や教科学習をしっかり行い、将来の社会的地位を高めていくことが大切。

#### 平成 28 年度

- ⑥ 乳幼児期の言語環境の整備は重要である。
- ⑦ 高校進学は依然としてハードルが高い状況であるので、どのような課題があるのかを把握し、対処してもらいたい。
- ⑧ 育成した日本語学習支援ボランティアの人材を紹介する仕組みを作ってもらいたい。
- ⑨ 特に大学生を地域に派遣し、子どもたちの教室等で活躍してもらえると、お互いにとってプラスの効果がある。

#### 平成 29 年度

- ⑩ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会均等法）」を踏まえた対応をしてほしい。
- ⑪ 外国人学校が健康診断を行えるようにしてほしい。また、健康診断に対する親の理解が足りないため、ブラジル人学校だけでなく、朝鮮人学校なども含め、子どもの健康の必要性について県として取り組んでほしい。

#### 平成 30 年度

- ⑫ P T については、各部局が情報を持ち帰るだけでなく、成果をシェアし、他部局でも外国人の話題ができるように働きかけてほしい。

### 第三者評価に対する対応等

- ・26年度に設置したものの、27年度は「あいち外国人の日本語教育推進会議」に「こども部会」を設けたことから休止したが、28年度は「こども部会」に加え改めてPTも実施。PTの実施により、関係者間で課題の解決必要性の共通認識を持つとともに、外部有識者を交えた「こども部会」と混ぜることによって、制度的な課題と取組的な課題を分けて話し合うことができた。<①②>
- ・「教育環境の保障」「高校入学後の退学」「高校入学選抜」「高校進学」「継続した教育」といった課題は依然としてあり、「日本語指導を必要とする外国人児童生徒数」は依然として全国最多であるため、これらの課題について引き続き検討していく。<③④⑦>
- ・市町村域を超えて行う不就学等の外国人児童に対する日本語学習支援団体への補助制度（外国人児童生徒日本語教育支援補助金）を平成27年度に創設するとともに、20年度に地元経済界、企業等と協力して造成した「日本語学習支援基金」を平成28年度に再造成した。また、27年度から、「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」を実施するなど、子どもの日本語教育については、積極的に取り組んでいる。<⑤>
- ・乳幼児期の言語環境整備は、就学前の5歳児を対象とした幼児向け日本語学習教材と保護者向けの「小学校入学への手引」を作成したり、就学前の日本語学習の重要性を周知するため、市町村に対してプレスクール説明会を開催した。また、乳幼児期の言語習得に必要な事項について、有識者等による検討会議で協議した結果を踏まえ、モデル事業を実施し、平成29年度はそれを発展させ、「多文化子育てサークル」を県内2カ所で実施した。<⑥>
- ・ボランティアの育成については、平成27年度から愛知県国際交流協会への補助という形で行っているが、そうしたボランティアや大学生とのマッチングについて検討していく。<⑧⑨>
- ・教育機会均等法の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討を行うことをプランに明記した。<⑩>
- ・ブラジル人学校の詳細調査を行い、ブラジル総領事館と情報交換した結果、フェイスブック等で保護者に対し、健康診断の必要性等について注意喚起してくれることとなった。また、ブラジル人学校にも働きかけてくれることとなった。<⑪>
- ・PTについて、各関係部局に結果をシェアするなど運用を検討する。<⑫>

### あいち多文化共生推進プラン2022への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に対する対応番号
28	外国人の子どもたちのためのプロジェクトチーム設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、有識者やNPOなどの関係者からの意見も取り入れながら、「教育機会均等法」の趣旨を踏まえ、施策の充実に向けて検討するとともに、乳幼児期から高等学校卒業までの切れ目のない支援のため、情報共有する仕組みについて検討します。	①②③④⑦⑩⑫
22	不就学の子どもの就学促進活動に対する補助	広域的に不就学の子どもに対する就学促進活動を行っているNPOに対し、送迎バスの運行費や会場費などを補助します。	⑤

44	外国人県民の子どもの日本語学習の促進	「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室や外国人学校を支援します。	
46	日本語スピーチコンテストの実施	外国人児童生徒等によるスピーチコンテストを開催し、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識を高め、日本語習得を促進します。また、当コンテストが全国的にも広がるよう、国に対して全国大会開催を要望します。	⑤
6	多文化子育てサロンの設置促進	周産期からの母子保健事業や子育てに関する日本の制度などについて情報提供をすることに加え、親に子どもの成長に伴って必要となる日本語を身につけてもらったり、子どもの言語習得に大切なポイントの周知を行うとともに、日本人の親子との交流も行い、多文化子育ての拠点となる「多文化子育てサロン」の設置を市町村と連携して促進します。	⑥
9	プレスクールの設置促進	「プレスクール実施マニュアル」やモデル事業の成果を普及させるとともに、実施主体などへの説明会を開催するなどして、設置か所の増加に努めます。	
45	学習支援ボランティアの確保	地域の日本語教室のボランティアの養成をするとともに、学習支援ボランティアの参加を幅広く呼びかけ、参加を希望する人を国際交流協会やNPOなどに紹介します。	
133	若い世代の人材育成	多文化共生に関する活動を行っていたり、これから活動したいと思っている若い世代を対象に、大学などと連携し、講座や交流会などを開催することにより、次代を担う人材を育成します。	⑧⑨
33	外国人学校における健康診断の実施状況の把握及び実施への働きかけ、保護者への啓発	外国人学校における健康診断の実施状況などの実態を把握するとともに、未実施の学校へは実施に向けての働きかけを行い、保護者に対する健康診断の重要性の啓発も行います。	⑪
128	在名古屋ブラジル総領事館との意見交換会の開催	在名古屋ブラジル総領事館と定期的に意見交換を行い、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。	

## 重点項目施策Ⅱ

専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定し、普及していきます

### 「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度に、県内の日本語教育の実態調査を踏まえ、地域の日本語教育の指針となる「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」（以下、「あり方」）を作成した。また、「あり方」で示された地域の日本語教室の活動のヒントとなるハンドブックも作成した。さらに、「あり方」に基づき、地域の日本語教育に係る機関・団体で構成される日本語教育推進会議も設置した。

#### 【第三者評価】

##### 平成 26 年度

- ① 地域の日本語教室はボランティアにより運営されるものも多く、「あり方」が求める多文化共生等の社会的課題を意識した運営を行っている団体は少ないため、ハンドブックによりこうした視点を促進することが必要。
- ② ハンドブックは、教室運営者のためになる話の中に、多文化共生の課題がコラムのように軽に読める形式で掲載することで、社会的課題を意識してもらおう仕掛けがあると効果的。

##### 平成 27 年度

- ③ ハンドブックの普及を通じて、多文化共生の地域づくりに向けた日本語教室の発展へとつなげていく必要がある。
- ④ 外国人県民に日本語教室を広報するには市役所等の相談窓口で口頭で伝えることが最も効果的。
- ⑤ 日本語教育を推進するためには、コーディネーターと日本語をしっかりと教えられる人材が必要だが、ボランティアベースでは限界がある。

##### 平成 28 年度

- ⑥ 人材の育成に加え、人材を活用する場所とのマッチングが重要であるので、県が関係部署と連携して取り組んでもらいたい。
- ⑦ 漫然とした体験型の日本語教室ではなく、日本語を学ぶための目的意識づくりを大切にもらい、学習意欲がわくような仕組みを作ってもらいたい。

##### 平成 29 年度

- ⑧ 日本語教育推進議連と連携し、県としても働きかけをしてほしい。
- ⑨ 現在、地域の日本語教室は技能実習生の対応で大変な状況である。義務付けされている 120 時間を超えた日本語教育について検討してほしい。
- ⑩ 就労につながるような日本語教室をやろうとしても難しい状況にある。就労につなげるためには、まず企業とのつながりが必要であり、その旗振り役を県にやってほしい。
- ⑪ 日本語教室の空白地域があるが、日本語教室のない市町村がいきなりやろうと思っても難しいので、県がコーディネーター的な役割を果たしてほしい。
- ⑫ 「あり方」で開催することになっている日本語教育実務者会議も開催してほしい。

##### 平成 30 年度

- ⑬ ブラジル人学校の日本語教員が集まる機会がなく、情報収集や相談できる場がないため、そうした場を作してほしい。

#### 第三者評価に対する対応等

- ・平成 26 年度に地域の日本語教室の活動の運営の参考となる「あいち地域日本語教室ハンドブック「つなげる ひろがる」」を作成した。〈①②③〉
- ・平成 28 年度から日本語教育担当者市町村会議を開催し、市町村の日本語教室に対する意識の向上に努めた。〈④〉

- ・平成 28 年度及び 29 年度に文化庁の「地域日本語教育コーディネーター研修」や都道府県・市区町村担当者会議に職員を参加させ、コーディネーターとしての人材育成につとめた。また、日本語教育市町村等担当者会議で、文化庁が実施する空白地域の日本語教室への支援事業について周知した。〈⑤⑪〉
- ・マッチングについては、子どもの日本語教育と同様、検討していく。〈⑥〉
- ・平成 29 年度に「就労につながる日本語教室」のニーズ調査を行い、初期日本語教室の設置に向けて検討を行った。〈⑦〉
- ・日本語教育議連の動きを把握していく。〈⑧〉
- ・日本語教室関係者と勉強会を開催し、日本語教室における技能実習生の実態把握を行い、対応を検討した。〈⑨〉
- ・就労につながる日本語教室の外国人側と企業側のニーズ調査を行った。〈⑩〉
- ・日本語教室の運営などに携わる実務者間の意見交換や情報交換をする場の検討を行った。〈⑫〉
- ・ブラジル人学校の日本語担当教員や、公立学校で外国人児童に教えている職員を対象とした意見交換会などの開催を検討する。〈⑬〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に対する対応番号
94	地域の日本語教室への支援	県協会では、市町村などと連携して、地域に密着した日本語教室の開設を目指す講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催するとともに、日本語教育に携わるボランティアなどに対して、日本語教育に関する情報提供を行います。また、外国人に関する制度や問題解決のための窓口を知るための勉強会の開催や情報提供を行うことにより、地域の日本語教室を支援します。	①②③⑥
91	市町村の日本語教育担当者に対する情報提供	市町村の日本語教育担当者に対して、地域の日本語教育に関する情報提供などを行います。	④⑪
93	日本語教育に関する国の会議や研修会などへの積極的な参加	県が地域の日本語教育のコーディネーター的役割が果たせるよう、担当職員を日本語教育に関する国の会議や研修会などに積極的に参加させるとともに、国の動きを把握していきます。	⑤⑧⑪
87	就労につながる地域の日本語教室の提案	日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような地域の日本語教室のあり方を示します。	⑦⑩
95	地域の日本語教室の運営のあり方に関する検討	地域の日本語教室の関係者と意見交換などを行いながら、現状を踏まえて、地域の日本語教室の運営のあり方について検討します。	⑨

85	日本語教室のネットワーク組織との連携	東海地域で活動している日本語教室のネットワーク組織と連携して、地域の日本語教室の現状について把握するとともに、日本語教室間で情報交換や意見交換などを行い、日本語教室の運営の安定と質の向上を図ります。	⑫
15	外国人児童生徒教育に携わる教員の研修	外国人児童生徒を担当する教員や語学相談員などを対象に、講義、研究協議などをおして、外国人児童生徒の教育に必要な知識や技能を習得させるとともに、多文化共生への意識を向上させることにより、資質の向上に努めます。	⑬

### 重点項目施策Ⅲ

協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及び NPO の協働を推進します

「目標とする状態」達成状況：△一部達成

平成 25 年度に NPO と行政の地域円卓会議において、「防災・減災」「情報提供」「起業」をテーマに開催。愛知県国際交流協会において「外国人住民のための起業相談会」を開催。26 年度は「災害多言語支援センター」の設置に向け、NPO 等が参画する検討会議を開催した。平成 29 年度は協働ロードマップを一緒に作成した団体から外国人学生のインターンシップの受入を実施した。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 平成 24 年度・25 年度で構築された NPO や担当部局との関係を活用し、実際の施策へ反映させることが重要。
- ② 目指すべき状態に向け、単なる県への要望ではなく協働の場にする必要がある。

平成 27 年度

- ③ 「防災」や「日本語教育」に限らず、多文化共生の地域づくりに向けた施策を効果的に行うためには、他分野の行政との連携及び NPO との協働の推進が重要。
- ④ 「災害多言語支援センター」による支援活動は、多様な関係機関の協力が必須であることから、仕組みを策定する段階から、関係機関の意見を踏まえていくことが必要。

第三者評価に対する対応等

- ・円卓会議は定期的で開催することにより協働が推進されるが、平成 25 年度以降開催されていない。協働ロードマップに記載された一部のみ実現した。〈①②〉
- ・平成 28 年度は、多文化共生分野と他分野との連携、29 年度は各ライフステージで直面する他分野の課題を明らかにし、地域でともに生活していくことを視野に入れたフォーラムを開催した。〈③〉
- ・平成 27 年度は、NPO 等が参画する検討会議を開催し、災害時に市町村が必要とする支援等について検討を行った。平成 28 年度は、引き続き、「災害多言語支援センター」の設置運営に関する検討会議を開催し、災害分野で活躍する NPO 団体や他分野の行政団体（防災担当部署等）等、様々な担い手と連携して、今後の事業の検討を行った。〈④〉
- ・平成 29 年度は、4 名の外国人高校生及び大学生のインターンシップを受入れ、就業体験をしてもらうことで、就労のイメージをつかんでもらうとともに、就職先として自治体という選択肢があることを知ってもらった。〈③〉
- ・多文化共生の課題が多岐にわたることから、関係部局との横断的な連携を緊密に行うため、庁内会議を実施した。〈③〉
- ・多文化子育てサークルや、自治会と共催したワークショップやタウンやミーティングにおいて、様々な分野の関係者と連携し、意見交換等を行った。〈③〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に 対する対応番号
-	あいち多文化共生 推進連絡会議の開催	多文化共生の課題は多岐にわたることから、関係部局との横断的な連携により緊密に行うため「あいち多文化共生推進連絡会議」を開催します。 ※具体的な施策一覧ではなく、プラン本文に明記しています。	①②③
157	多文化共生月間に 合わせた取組	多文化共生月間に合わせ、知事からのメッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催、リーフレットの配布などを行うことにより、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPOなどが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。	③
112	災害多言語支援セ ンターの体制整備	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置し、市町村などの要請に応じて、通訳派遣や翻訳を行うとともに、多言語で災害情報の提供を行います。また、センターが有効に機能するよう、他自治体や国際交流協会、企業等との連携体制も整備します。	④
57	外国人学生の県庁 でのインターン受 入れ	日本社会で円滑に就職できるよう、外国人学生をインターンとして受け入れます。	③

## 重点項目施策Ⅳ

「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営などに関わる場となるよう機能を強化します

### 「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度、26 年度は、会議を単なる話し合いの場だけでなく、その内容等を動画として取りまとめ、多言語で発信した。27 年度は、会議の意見が施策に反映されるよう、会議のあり方を見直し、過去の「外国人県民あいち会議」の委員経験者や関係機関から推薦された人に委員を委嘱した。28 年度は、行政が意見を聞くだけでなく、一般の方に直接聞いてもらうため、トーク形式にした。また、8,000 人（有効回答者数 2,603 人）の外国人県民に対してアンケート調査をすることにより、多くの意見を聞くことができた。29 年度は、自身も外国にルーツをもつ県職員が中心となって企画し、日本で活躍する二世世代の意見や思いを発信する場を作った。

### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① 会議意見を具体的な施策により反映されるよう運営することが必要。
- ② 会議の運営にあたっては、日本語が十分でない外国人県民にも参加機会が保障される運営とすることが必要。
- ③ 目指すべき状態となるよう、外国人県民の自立的な活動を促進する運営方法を盛り込むことが必要。

#### 平成 27 年度

- ④ 外国人県民の意見を具体的な施策へ反映するという「外国人県民あいち会議」の目的を達成するために、会議のあり方、委員の選定、運営等について再考し、改善していくことが必要。
- ⑤ 会議の成果の施策への反映には、会議のファシリテーションが非常に重要。また、構成員も全員が公募である必要はなく、知識や経験を有する方を委員とすることも必要。
- ⑥ 会議のテーマは、多文化共生分野に限らず、幅広い分野から考えていくことも効果的。
- ⑦ 公募委員による会議と知識や経験が豊富な方を委員とする会議の 2 段階で行うことにより、外国人視点の課題を取捨選択し、施策を練り上げていく方法も考えられる。

#### 平成 29 年度

- ⑧ 会議で提案されたことの何ができて何ができなかったかを評価していかないと委員はなんのためか場がわからなくなってしまう。意見を吸い上げる仕組みを検討してほしい。

#### 平成 30 年度

- ⑨ 昨年度実施した会議は、二世世代が日本語で自分たちの経験を踏まえて発信する場となった。とても画期的であり、今後も二世世代の後押しを行っていくようにしてほしい。

### 第三者評価に対する対応等

- ・毎年度、あり方を見直し、一般の方にも内容が伝わるよう、委員の体験を発信したり、防災啓発動画を作成することにより、外国人県民の意見を周知する場とすることができた。〈①②③④〉
- ・平成 27 年度は、これまで委員をやっていた方を中心に委員を選定、28 年度は外部に委員の選定をお願いした。また、ファシリテーションを外部にお願いすることにより会議を活性化することができた。29 年度は、社会で活躍している二世世代の外国人県民に委員といただき、思いや意見を発信できる場を設けた。〈⑤⑥⑦〉
- ・平成 29 年度から、愛知県でポルトガル語が堪能な職員を採用し、日本で活躍する二世世代にスポットをあてた会議の企画・運営を行い、新プランの推進施策のポイントに二世世代の活躍について明記した。30 年度も、外国にルーツのある職員が携わり、外国人の意見や思いを発信できるように内容を検討していく。〈①⑧⑨〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に 対する対応番号
144	ポルトガル語が堪能な職員の採用	ポルトガル語が堪能な職員を採用し、通訳・翻訳だけでなく、外国人県民の視点から施策の企画・運営にも従事してもらいます。	
145	「外国人県民あいち会議」の見直し	「外国人県民あいち会議」のあり方を見直し、施策に反映させる仕組みをつくったり、会議を公開で行うことにより、外国人県民の意見や思いを発信していきます。	①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨

## 重点項目施策V

学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度、26 年度に多文化共生に関わる学生や青少年が交流する交流会を開催した（25 年度：愛知淑徳大学、26 年度：中京大学）。27 年度は多文化共生フォーラムにおいて、多文化共生に関わる学生や青少年の団体をパネリストとして招き、活動を発表する場を設けた。また、大学の講義へ職員を派遣したり、学生の研究のためのヒアリングに積極的に応じることにより、学生の多文化共生に対する理解と認識を深めた。29 年度は、名城大学附属高等学校と多文化共生セッションを連携して実施し、学生から出た提案について新プランに反映させた。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 前年度に実施した交流会参加者と連携を図るなど、担い手の裾野が拡大するよう事業を実施されたい。
- ② 外国人県民の自立的な活動を促進する運営方法を盛り込むことが必要。

平成 27 年度

- ③ 現状では、既に活動をしている方々へのアプローチにとどまっており、新たな担い手の創出までには至っていない。
- ④ 担い手の裾野を拡大するためには、青少年等の多文化共生に関する活動を、より多くの方々に知っていただく工夫が必要。例えば、様々な広報媒体で取り上げていただくことやWEBに動画を投稿する等により関心層ではない方も自然に見られるようにすることが重要。また、当事者である外国人県民に届くことも意識すべき。
- ⑤ 活動発表に限らず、提言を行ってもらうことも良いと考えられる。
- ⑥ 大学に進学した外国人県民と子育てを行っている保護者との出会いの場を設け、保護者に対し子育てへの刺激を与えることもニーズがあると考えられる。

平成 28 年度

- ⑦ 「学生や外国人青少年が様々な担い手と交流する場を設ける」というのは非常に重要なことである。
- ⑧ 第二世代や外国にルーツを持つ若い世代と、社会人世代を結びつけたり、子どもの将来に悩む保護者と大学生等との交流の機会を作ることは、お互いにとって、よい効果をもたらす。子どもにとってのロールモデルとなり、学生側にとってもエンパワーメントとなる。ぜひ力点を置いて進めてもらいたい。
- ⑨ 大学では地域連携が求められてきているので、地域と大学とをうまく結びつけて、連携した取り組みをすすめてもらいたい。

平成 29 年度

- ⑩ 27 年度以降、交流会が行われていないのは非常に残念である。ぜひ再開してほしい。
- ⑪ 県立大学の多文化に関する関わりが少ない。県立大学の多文化への活用を考えてほしい。
- ⑫ 担い手という意味では、行政職員に対して会議で情報提供するだけでなく、研修も実施してほしい。

平成 30 年度

- ⑬ 10 代 20 代の若い世代の子どもたちに、多文化共生分野を知ってもらうこと・当事者意識を持ってもらうことはとても重要である。
- ⑭ 今回は私立校と連携して実施したが、今後は公立校へも展開してほしい。

第三者評価に対する対応等

- ・裾野を広げるためのアプローチや学生等の活動の PR に関しては不十分なままである。〈①②③④⑤⑥⑦⑩〉

- ・外国人青少年と子育て中の保護者、若い世代と社会人世代を結びつけることもできておらず、大学との連携もまだこれからの状況である。〈⑧⑨〉
- ・平成 29 年度に県立大学と共催で医療通訳関係のシンポジウムを開催した。〈⑩〉
- ・平成 29 年度の日本語教育市町村等担当者会議において、地域の日本語教室の現状と課題解決に向けた研修を実施した。〈⑫〉
- ・新プランに若い世代の意見を盛り込むため、名城大学附属高等学校と連携し、多文化共生セッションを実施した。また、そこで出た提案について、新プランに反映させた。〈⑦〉
- ・名古屋外国語大学と多文化共生社会づくりに係る連携協定を締結し、県職員が大学で講義を行い、多文化共生の社会づくりに貢献できる人材育成に取り組んだ。〈⑬⑭〉

#### あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に対する対応番号
61	第二世代のネットワークづくり	日本で生まれ育った第二世代の会議の開催などをとおしてネットワーク化を図ります。	
133	若い世代の人材育成	多文化共生に関する活動を行っていたり、これから活動したいと思っている若い世代を対象に、大学などと連携し、講座や交流会などを開催することにより、次代を担う人材を育成します。	
134	外国人コミュニティとの意見交換などの実施	持続可能で有機的なつながりのあるコミュニティの形成や人材育成につなげるため、外国人コミュニティと連携して、情報提供や意見交換などを行うとともに、先進事例の紹介などを行うセミナーなどを開催することにより、外国人県民同士で教え合える場づくりや世代間の交流の場づくりなどを働きかけるとともに、地域活動の担い手も育成します。また、こうした場づくりを行うことのできる施設の紹介なども行っていきます。	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨⑩ ⑪⑬⑭
163	スポーツイベントや文化活動などを通じた相互理解の促進	日本人と外国人の交流できるスポーツイベントや文化活動・社会活動の紹介や利用できる施設の紹介を行うことにより、相互理解を促進します。	
146	多文化共生意識をもった行政職員の育成	行政職員の多文化共生意識の向上を図るため、市町村職員を対象とした専門家による講演や先進的な取組を紹介する研修会を開催するとともに、関係行政職員間の情報の共有や連携を図ります。	⑫

## 重点項目施策VI

多文化共生月間を制定します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 25 年度に、都道府県レベルでは初となる多文化共生月間（11 月）を制定した。多文化共生月間には、知事メッセージの発信、多文化共生フォーラムの開催等、多文化共生に関する基本理念の普及啓発活動を集中的に行い、多文化共生に対する県民の理解を深めるよう努めている。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 月間の制定は終えたが、目指すべき状態がイメージしやすいよう、具体的な指標とそれが実現したときの社会のイメージ像等を示すなど、情報の発信方法に工夫が必要。
- ② 昨年度制定した多文化共生ロゴマークをチラシに統一的に入れる、メディアミックスを活用するなど、月間の浸透を図っていくことが必要。

平成 27 年度

- ③ より多くの方々に多文化共生の地域づくりに関する啓発を行うためには、多文化共生フォーラム等の事業を効果的に実施する必要がある。
- ④ 「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」や「作文コンクール」への応募を増やすためには、学校等の関係機関との連携を促進することも必要。
- ⑤ 外国人県民に参加してもらうためには、当事者にメリットがある企画を行い、そこから関心層を広げていく仕掛けづくりが必要。また、チラシや当日の進行、記録などを多言語で行うことも検討すべき。

平成 28 年度

- ⑥ 住民の高齢化が進んでいる地区もあるので、インターネットを通じた啓発だけでなく、高齢者世代を意識した PR も考えてもらえるとうい。

平成 29 年度

- ⑦ 多文化共生月間関連イベントになると記者発表されたり市町村へ周知がされるといったメリットをアピールするとよい。また、関連イベントのアンケート項目に何をみてきたかを入れてもらい効果を測定できるとよい。
- ⑧ 多文化共生の立場から、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組んでほしい。

第三者評価に対する対応等

- ・具体的な指標や社会のイメージ像等を示すことはできなかったが、ロゴマークは比較的使用されている。また、フェイスブックを平成 28 年 4 月から開設し、月間の浸透も図っている。〈①②〉
- ・多文化共生フォーラムは、新しい切り口となるよう、毎回、工夫して実施している。〈③〉
- ・作文コンクール等は、校長会や教育委員会の会議等、各種機会を捉えて応募を呼び掛けている。〈④〉
- ・多文化共生フォーラムは、日本人向けか当事者向けかで内容が変わってきてしまうが、現状は、日本人の理解促進に目的をしばって実施している。〈⑤〉
- ・チラシを刷り、図書館等でも配布して、高齢者世代にも PR を図っている。〈⑥〉
- ・平成 29 年度は、イベントを募集する側に対して広報等で協力ができることを積極的にアピールするとともに、県ホームページやフェイスブックでの掲載を行い、周知した。また、イベント募集の応募用紙に、県の後援名義や多文化共生シンボルマークの使用希望や、代表印の省略など、応募しやすくするための工夫を行った。〈⑦〉

・SDGsの目標を意識し、新プランでは、貧困、福祉、人権などの項目を盛り込んだ。また、SDGsの11の目標のアイコンをイメージして、新プランの3つの施策目標にアイコンを作り、浸透させることとした。〈⑧〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に対する対応番号
154	多文化共生の情報を集約したウェブサイトなどの運営	愛知県の多文化共生関連施策や統計情報、イベント紹介など多文化共生社会づくりに役に立つ情報を集約した総合的なウェブサイトの運営を行います。また、フェイスブックにより、イベントや活動内容を紹介するとともに、県民の方々とのコミュニケーションにも役立っています。	①②
158	愛知県多文化共生シンボルマーク使用の促進	愛知県多文化共生シンボルマークの使用を促し、多文化共生社会の推進を県全体の取組としていきます。	
157	多文化共生月間に合わせた取組	多文化共生月間に合わせ、知事からのメッセージの発信や「多文化共生フォーラムあいち」の開催、リーフレットの配布などを行うことにより、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPOなどが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。	③④⑤ ⑥⑦
-	プラン全体	新プランにおいて、SDGsの目標を意識し、貧困、福祉、人権などの項目を盛り込みました。	⑧

## 重点項目施策Ⅶ

あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します

「目標とする状態」達成状況：△一部達成

「あいち医療通訳システム」の利用件数は年々2~3割ずつ増えており、平成28年度は派遣件数で1,279件と初めて千件を超え、電話通訳等も含むと1,899件となり、順調に伸びている。また、平成28年度は、通訳者の質の向上を目指し、フォローアップ研修を年3回開催した。福祉分野への拡大は平成29年度に検討し、翌年度のフォローアップ研修で介護分野を取り入れることになった。

【第三者評価】

平成26年度

- ① 福祉分野への拡大には、福祉分野について理解する通訳者を養成することの他に、福祉分野で活動する人達に本システムを周知し、活用を働きかけることも必要。
- ② 国は拠点病院に医療通訳を配置し近隣医療機関への派遣を行う予定であるため、国の動向を見極めて運営することが必要。

平成27年度

- ③ 通訳者のスキルアップを図るフォローアップについては、定期的実施していく必要がある。
- ④ 国は拠点病院への医療通訳の配置及び近隣医療機関への派遣に取り組んでいるが、その動向を注視していく必要がある。
- ⑤ 福祉分野への拡大については、地域のニーズや通訳者に必要な資質等について関係機関と協議を行っていく必要がある。

平成28年度

- ⑥ 医療機関を回る等、効果のある広報活動を行ってほしい。
- ⑦ 利用数を増やすこと以外に、通訳者と利用者のマッチングにも気を配り、質的な向上も目指してほしい。
- ⑧ 福祉分野への拡大について、介護サービス中だけでなく、契約や認定の段階等介護サービスの周辺での需要も考えながら将来に向けた取り組みを行ってほしい。
- ⑨ 子どもの発達障害の問題にも目を向けて、対応できるようにしてほしい。

平成29年度

- ⑩ 福祉分野への拡大はぜひ行ってほしい。

第三者評価に対する対応等

- ・福祉分野への拡大は、介護通訳を始めたNPOがあるため、平成29年度に、その状況やニーズ、通訳に必要な資質等についてヒアリングを行い、検討を進めた。その結果、平成30年度のフォローアップ研修から、介護分野を取り入れることとなった。また、発達障害の通訳も専門性が高いが、民間で研究を進めていく動きがあるので、県としても積極的に関わっていく。<①⑤⑧⑨⑩>
- ・国の対象としている患者と本システムの対象は異なっているが、影響は少なからずあると考えられるので、その動向を注視していく。<②④>
- ・通訳者のスキルアップや適切なマッチング、医療機関への広報については引き続き改善に努めていく。<③⑥⑦>

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に 対する対応番号
99	介護通訳の検討・準備	介護保険法に基づく介護サービスの利用や利用に当たっての説明、調査、契約などにおいて円滑に意思の疎通が図れるよう、要介護者や家族、行政や福祉機関、介護サービス事業者などとの間で言語サポートを行う介護通訳の実施に向けて検討・準備します。	①⑤⑧⑩
30	発達障害の可能性のある子どもへの対応の検討及び勉強会などの開催	発達障害の可能性のある子どもに対する適切なアセスメントや通訳、実態把握の方法などを検討します。また、当面、どのような対応が最善なのかを関係者間で共有するため、支援者と連携しながら、事例発表や勉強会などの機会をつくるとともに、ネットワークをつくっていきます。	⑨⑩
106	あいち医療通訳システムの普及・質の向上	外国人県民が安心して医療機関や保健所・保健センターなどを利用できるよう、通訳者の派遣や電話通訳などを利用できる「あいち医療通訳システム」の運用を行うとともに、利用医療機関などの増加に向けての取組や外国人県民などへの周知に努めます。また、通訳の質の向上のため、養成研修だけでなく、フォローアップ研修も行います。	③⑥⑦
107	保健分野での活用の促進	「あいち医療通訳システム」を保健分野にも活用してもらうよう、市町村の保健所・保健センターに利用を働きかけます。	

## 重点項目施策Ⅷ

企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します

「目標とする状態」達成状況：○達成

憲章の趣旨を東海4県1市の企業に周知するために、毎年2回セミナーを開催している。

- ①県主催セミナー（名古屋市と共催）
- ②4県1市主催セミナー

【第三者評価】

平成26年度

- ① 労働年齢に達しつつある外国人労働者の子弟の雇用を考えることは、彼らの社会における場づくりにつながる。憲章理念の理解促進や目指すべき状態の達成には、彼らの雇用問題を今以上に意識する必要がある。
- ② 憲章内容の周知に留まらず、同質的な人材により構成される組織を好む経営者に対して、外国人を含む人材の多様化の必要性と経営上の効果を感じさせる仕掛けが必要。
- ③ 外国人労働者の受入れを拡大する方向で国の議論が進んでいるため、憲章理念の企業への一層の理解促進を図る必要がある。

平成27年度

- ④ 国は外国人労働者の受入れを拡大する方向で検討を進めていることから、憲章理念の企業への理解促進を図る必要性がますます高まっている。
- ⑤ 憲章内容の周知だけでなく、企業の参加意欲を高めるセミナーとするよう引き続き工夫が必要。
- ⑥ 国に対し、労働関係法令の遵守の徹底など、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を進めるよう強力に提言し続けることが重要。

平成29年度

- ⑦ 憲章の普及には罰則等の仕掛けも必要ではないか。セミナーではなく、憲章のバージョンアップを目的に、経済団体と意見交換をして考える場が必要ではないか。
- ⑧ 愛知労働局と連携して、技能実習生や留学生のアルバイトについて実態を把握してほしい。
- ⑨ 外国人県民を対象とした職業訓練はとてよいので関係部局と連携して充実させてほしい。

第三者評価に対する対応等

- ・ 憲章の普及だけでなく、雇用問題に取り組むために、平成29年度は、「就労につながる日本語教室」のニーズ調査を行った。〈①〉
- ・ 平成28年度は多くの企業へヒアリングを行い、憲章の趣旨に沿った企業に報告を行ってもらい、参加者の評判も良かった。〈②③④⑤〉
- ・ 国に対しては就労環境の適正化に向けた提言を毎年行っている。〈⑥〉
- ・ 憲章の見直しについて、関係自治体と意見交換を行った。今後は、経済団体などと意見交換をしながら、外国人労働者憲章を見直していく。〈⑦〉
- ・ 愛知労働局と情報交換を行い、今後も引き続き実施していく。〈⑧〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に 対する対応番号
87	就労につながる地域の日本語教室の提案	日本語を身につけることの大切さを理解し、日本語をしっかりと学習するきっかけとなるような地域の日本語教室のあり方を示します。	①
64	外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を、企業などを対象としたセミナーを開催するとともに、企業などの集まる研修や会合の場に出向くなどして、広く普及していくとともに、周知の方法も検討します。	②③④⑤
66	外国人労働者の適正雇用に関する国への要望など	「多文化共生推進協議会」(53番参照)において、外国人労働者の適正雇用や相談窓口の設置に関して要望を行います。また、愛知労働局と連携して外国人労働者の実態把握に努めるとともに、相談窓口の情報提供を行うなど、適正雇用に向けた取組を進めていきます。	⑥⑧
65	外国人労働者憲章の見直し	経済団体などと意見交換をしながら、外国人労働者憲章の見直しを行います。	⑦
67	定住外国人を対象とした職業訓練の実施	高等技術専門校で、身分に基づき本県に在留する外国人を対象とした職業訓練(定住外国人対象委託訓練)を実施します。	⑨

## 重点項目施策IX

大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します

「目標とする状態」達成状況：○達成

平成 26 年度に「愛知県災害多言語支援センターの運営支援に関する協定」を（公財）愛知県国際交流協会と締結した。

### 【第三者評価】

#### 平成 26 年度

- ① 各種学校の認可を受けると、様々な報告義務が発生するものの行政から様々な情報が提供されるため、外国人学校が認可を受ける事は有意義である。一方で、外国人学校は災害時にコミュニティの拠点となった前例があるため、認可を受けていない外国人学校への情報提供についての検討も必要。
- ② 県災害多言語支援センターを仕組みとして定着させるには、県の多文化共生推進室だけでなく防災局や健康福祉部と共に市町村の防災計画に位置づけるよう働きかけるなど、庁内の連携が必要。
- ③ 災害訓練を行い関係機関と共に手順の確認、更新を行い、平時から顔のみえる関係を構築することが必要。

#### 平成 27 年度

- ④ 県災害多言語支援センターの運営を的確に行うため、平時から関係機関との連携を構築するとともに、定期的に防災訓練を実施することが重要。
- ⑤ 災害時の外国人対応について、市町村や国際交流協会等に認識していただく場が必要。

#### 平成 28 年度

- ⑥ 市町村の防災担当者も研修に参加してもらおう仕組みがよい。

#### 平成 29 年度

- ⑦ 多言語表示シートを常備するなど避難所の多言語化をしてほしい。
- ⑧ 総務省の災害時外国人支援情報コーディネーターの動きにも留意してほしい。

#### 平成 30 年度

- ⑨ 災害時外国人支援情報コーディネーターについて、災害多言語支援センター立ち上げを担う人材となるため、県職員から研修に参加してほしい。

### 第三者評価に対する対応等

- ・外国人学校への情報提供については、実態調査に合わせて行っていく。〈①〉
- ・平成 28 年度に市町村担当者や国際交流協会の職員等に向けて、災害多言語支援センターの役割や多言語情報翻訳システムの機能を周知するための研修会を開催した。市町村の防災計画への位置づけについてアンケートしたところ 4 6 市町村において在住外国人支援に関して規定されていた。〈②⑤⑥〉
- ・平成 27 年度から、県内市町村と連携し、県災害多言語支援センターの設置運営訓練を行い、センターの運営方法を確認しておくとともに、広域自治体間や県内外の支援協力団体との連携の確立を図っている。〈③④〉
- ・避難所運営マニュアルの手引きに、多言語表示シートについて記載してもらい、活用を促した。〈⑦〉
- ・災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会議の内容把握に努める。〈⑧〉
- ・災害時外国人支援情報コーディネーターについて、研修等に積極的に参加していく。〈⑨〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に 対する対応番号
34	外国人学校との連携	外国人学校との連携を密にし、様々な課題を把握したり、相談に応じます。	①
115	災害情報を知らせる仕組みの検討	企業と連携し、外国人県民に対してスマートフォンのプッシュ通知により災害情報を迅速に伝える仕組みを検討します。	
116	災害時などにおける多言語化支援ツールの普及	「多言語情報翻訳システム」や「災害時多言語表示シート」などの多言語化支援ツールを普及します。	②⑤⑥⑦
120	多文化防災のネットワーク組織との連携	多文化防災のネットワーク組織と連携してイベントなどを開催するとともに、意見交換会を開催します。	
121	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座の開催	市町村職員などを対象とした災害時外国人支援活動講座を開催します。	
112	災害多言語支援センターの体制整備	大地震などの災害が発生した場合には、多言語での災害に係る情報提供をするための災害多言語支援センターを設置し、市町村などの要請に応じて、通訳派遣や翻訳を行うとともに、多言語で災害情報の提供を行います。また、センターが有効に機能するよう、他自治体や国際交流協会、企業等との連携体制も整備します。	③④⑧⑨

## 重点項目施策X

地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します

「目標とする状態」達成状況：○達成

25年度に「安全・安心なまちづくりのための『顔の見える関係』づくり事業」として、豊橋市、豊田市、西尾市において、自治会と外国人の関係構築に関するモデル事業を行った。

【第三者評価】

平成 26 年度

- ① 自治会等の地縁活動団体に対するアプローチは、日ごろから接している市町村を通じて行うと効果的であり、市町村の多文化共生に対する理解を得ることが必要。
- ② 地域活動への参画は外国人に限った問題では無く、日本人の労働年齢人口の参加も必要であり、多文化共生の視点だけでなく施策展開が必要。

平成 27 年度

- ③ 在名古屋ブラジル総領事館でもブラジル人県民のための取組を実施しているが、自治体等との連携がなかなかできていないため、総領事館の職員との情報交換の場を設けることも効果的。

平成 28 年度

- ④ 「外国人県民アンケート」について、可能であれば他県の調査と連携し、比較検討ができる資料としてもらいたい。

平成 29 年度

- ⑤ 現場をよく知っている民生児童委員の協力を得るとよい。

第三者評価に対する対応等

- ・市町村多文化共生担当者会議により市町村の多文化共生に対する理解を深めている。また、市町村や自治会の会議や行事に積極的に参加することにより、「顔の見える関係」の構築を図っている。〈①〉
- ・日本人も含めた地域活動への参画については、未着手。〈②〉
- ・在名古屋ブラジル総領事館との情報交換を平成 28 年度から実施している。〈③〉
- ・平成 28 年度に外国人県民アンケートを実施した結果、地域活動へ「ふだんから積極的に参加している」が 16.7%、「ときどき参加している」が 26.7%、合わせて 43.4%となった。また、77.3%が日本人と仲良く「なりたい」と回答。〈④〉
- ・平成 29 年度は、関係部局との横断的な連携を緊密に行うため、庁内会議を実施した。また、自治会と共催したワークショップやタウンやミーティングにおいて、様々な分野の関係者と連携し、意見交換等を行った。〈②〉
- ・平成 30 年度に実施する「多文化共生の地域づくり推進事業」の中で、民生児童委員への働きかけを検討する。〈⑤〉

あいち多文化共生推進プラン 2022 への反映

番号	項目	具体的な内容	第三者評価に対する対応番号
146	多文化共生意識をもった行政職員の育成	行政職員の多文化共生意識の向上を図るため、市町村職員を対象とした専門家による講演や先進的な取組を紹介する研修会を開催するとともに、関係行政職員間の情報の共有や連携を図ります。	①⑤

151	自治会などとの意見交換	県職員が地域へ出向いて、外国人住民も交えて自治会や民生児童委員などとの意見交換を行う。	①⑤
-	あいち多文化共生推進連絡会議の開催	多文化共生の課題は多岐にわたることから、関係部局との横断的な連携により緊密に行うため「あいち多文化共生推進連絡会議」を開催します。 ※具体的な施策一覧ではなく、プラン本文に明記しています。	②
149	市町村に対する多文化共生分野でのCIRの活用の働きかけ	通訳・翻訳だけでなく、生活支援や住民に対する多文化共生の理解促進のためにCIRを活用している事例紹介などを行い、その活用を市町村に働きかけます。	
128	在名古屋ブラジル総領事館との意見交換会の開催	在名古屋ブラジル総領事館と定期的に意見交換を行い、ブラジル人に対する効果的な取組を行います。	③